

 北九州市公報	発行所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所
--	---------------------------------

目 次

規 則 ページ

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部介護保険課】 471

公 告

北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画の変更【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 472

教育委員会

北九州市教育委員会初任者研修実施規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局指導部教育センター】 473

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を平成25年2月28日まで（現行平成24年2月29日まで）の間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
- 2 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を平成25年3月まで（現行平成24年2月まで）の間において市長が別に定める期間に延長することにしました。

この規則は、平成24年2月29日から施行することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 2 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 6 号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成 12 年北九州市規則第 69 号）
の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「平成 24 年 2 月 29 日」を「平成 25 年 2 月 28 日」に改める。

付則第 4 項中「平成 24 年 2 月」を「平成 25 年 3 月」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第154号

北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月29日

北九州市長 北橋健治

1 土地区画整理事業の名称

北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業

2 施行者の名称

北九州市

3 事業所の所在地

北九州市八幡西区折尾四丁目8番18号

4 事業施行期間

平成18年12月12日から平成40年3月31日まで

5 施行地区

北九州市八幡西区北鷹見町、大膳二丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、西折尾町、堀川町及び南鷹見町の各一部

6 事業計画の決定の年月日

平成18年12月12日

7 事業計画の変更の年月日

平成24年2月29日

北九州市教育委員会訓令第1号

序中一般

北九州市教育委員会初任者研修実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年2月29日

北九州市教育委員会

委員長 川原房榮

北九州市教育委員会初任者研修実施規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会初任者研修実施規程（平成元年北九州市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修」を「初任者研修指導教員（以下「指導教員」という。）等が中心となって指導を行う校内研修」に、「校外における研修（」を「における校外研修（原則として」に、「25日以上」を「20日程度」に改め、同項第3号中「4泊5日」を「2泊3日」に改める。

第6条第2項中「校内における指導教員を中心とする指導及び助言による研修、校外における研修」を「指導教員等が中心となって指導を行う校内研修、教育センター等における校外研修」に改める。

第7条第2項中「校外における研修」を「教育センター等における校外研修」に改め、「校内における」を削り、「を中心とする指導及び助言による研修」を「等が中心となって指導を行う校内研修」に改める。

第8条第1項から第3項までの規定中「教頭」を「副校長、教頭等」に改め、同条第4項中「教頭」を「副校長、教頭等」に改め、同条第6項中「校外における研修」を「教育センター等における校外研修」に改める。

第9条第1項中「教諭」の次に「等」を加える。

第12条第2号中「アンケート」を「初任者研修にかかわる実施状況調査」に改め、同条第3号中「レポート」を「校内研修報告書」に改める。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。